経済産業省商務情報政策局情報経済課 個人情報保護担当 御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見について

平成 26 年 9 月 26 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと おり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以 上

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見

項番	該当箇所	意見	理由
1	2-2-2 個人情報の取得関係(法第 17	「実際に個人情報を取得する際には、その	法の遵守は提供元がなすべきであるのが当然であ
	条~第 18 条関連)	都度、例えば、取得の経緯を示す契約書等	ることから、受領者側に特段の対応を求めること
	(1)適正取得(法第17条関連)	の書面を点検する等により、当該個人情報	は、基本的には抑制的であるべきところ、仮に、受
		の取得方法等を確認した上で、当該個人情	領者側の対応として、「提供元の法の遵守状況(例
		報が適法に取得されたことが確認できない	えば、オプトアウト、利用目的、開示手続き、問い
		場合は、偽りその他不正の手段により取得	合わせ・苦情の受付窓口をホームページに明記して
		されたものである可能性もあることから、	いることなど)を確認し、個人情報を適切に管理し
		その取得を自粛することを含め、慎重に対	ている者を提供元として選定すること」が「望まし
		応することが望ましい」を削除いただきた	い」とされるとしても、都度、取得の経緯を示す契
		٧٠ _°	約書等の書面の提出を提供元に要求し、かつそれを
			点検するのは、受領側にとっての負担が過大である
			と考える。
2	2-2-3-2 安全管理措置 (法第 20 条	「スマートフォン、パソコン等の記録機能	左記の記載を挿入する主旨は、スマートフォン、パ
	関連)	を有する機器の接続を制限し、媒体及び機	ソコン等の記録機能を有する機器の接続を制限す
	【個人データの取扱いに関する規	器の更新に対応する」と記載されているが、	ることにあると考えられる。
	程等に記載することが望まれる事	「スマートフォン、パソコン等の記録機能	この主旨を踏まえると、「媒体及び機器の更新に対
	項の例】	を有する機器の接続を制限し、継続的に実	応する」だけでなく、スマートフォン、パソコン等
	(1)取得・入力②手続の明確化と	効性を確保すること」と記載する方がより	の記録機能を有する機器の接続を制限することに
	手続に従った実施	適切ではないか。	ついて「継続的に実効性を確保すること」がより重
			要なことと考えられることから、左記のとおり修正
			した方が、主旨が明確になる。

項番	該当箇所	意見	理由
3	2-2-3-2 安全管理措置	「人的安全管理措置とは、従業者(「個人情	委託先社員に対し、委託元は直接の指揮命令はでき
	人的安全管理措置	報取扱事業者の組織内にあって直接間接に	ない(偽装請負となる)ため、委託先社員の教育等
		事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に	は、委託先において実施し、委託元は委託先の実施
		従事している者をいい、…(中略)…業務	事項に関する報告を受け確認する位置付けにある
		上秘密と指定された個人データの非開示契	ため。
		約の締結や教育・訓練等を行うことをいう」	
		とあるが、「間接」を削除するなどして「事	
		業者の業務に従事している者」には、委託	
		先(含む再委託先以降)社員が含まれない	
		ことを明示的にしていただきたい。	
4	2-2-3-2 安全管理措置	「盗難等の防止」を実践するために講じる	業務上個人情報を取り扱う場面が多い中、当該個人
	物理的安全管理措置	ことが望まれる手法の例示として「カメラ	情報の内容や頻度等を勘案せず、一律記録またはモ
		による撮影や作業への立ち会い等による記	ニタリングを実施する運営は実務上極めて困難で
		録又はモニタリングの実施」とあるが、そ	あるため。
		れら記録またはモニタリングが必要な個人	
		情報の取扱の水準を示していただきたい。	
5	2-2-3-4 委託先の監督 (法第 22 条関	「優越的地位にある者が委託元の場合、委	委託先の監督に当たっては、「委託先から事前報告
	連)	託元は、… (中略) …委託先に不当な負担	又は承認を求める」ことや、「定期的に監査を実施
		を課すことがあってはならない」と記載さ	する」こと、「安全管理に関する事項が遵守されず
		れているが、「委託先に不当な負担を課す	に個人データが漏えいした場合」に損害賠償を求め
		ことになる」具体的な判断基準を例示して	ることがガイドライン案に記載されているが、どの
		いただきたい。	程度であれば、「委託先に不当な負担を課すこと」
			にならないのか、その具体的な判断基準が必要であ
			る。

項番	該当箇所	意見	理由
6	2-2-3-4. 委託先の監督(法第 22 条	優越的地位にある委託元が「委託先との責	相反する記述内容になっているようにも思われる
	関連)	任分担を無視して本人からの損害賠償請求	ため。
		に係る責務を一方的に委託先に課すことが	
		あってはならない」とある。	
		一方で、安全管理措置に関する事項が遵守	
		されずに個人データが漏えいした場合の損	
		害賠償に関する事項を含む契約内容が遵守	
		されなかった場合の措置を契約に盛り込む	
		ことが望ましいともある。	
		委託先での安全管理措置の非遵守にもとづ	
		く損賠賠償請求は上記の優越的地位の濫用	
		に該当しないこと、ならびに損害賠償に関	
		する事項の契約への盛込みは中小企業者へ	
		の一定の配慮を特段必要としないことを念	
		のため確認したい。	
7	2-2-3-4 委託先の監督	「委託先の選定に当たっては、委託先の安	「CPOは原則として役員を任命」となっている
	①委託先の選定	全管理措置が、少なくとも法第20条で求め	が、実務上CPOが各委託先の社内体制や規程等の
		られるものと同等であることを確認するた	個別確認を直接実施することは極めて困難。
		め、…(中略)…実地検査等を行った上で、	また、実地検査について、事故等重要事象が発生せ
		個人情報保護管理者(CPO)等が、適切	ず、業務が適正に遂行されていれば、実施不要と考
		に評価することが望ましい」とあるが、C	えているが、「必要に応じて」のレベル感との齟齬
		POの評価のレベル感、および実地検査を	がないか、確認したい。
		必要と判断するレベル感について、その水	
		準感を示していただきたい。	

項番	該当箇所	意見	理由
8	2-2-3-4 委託先の監督	「定期的に(少なくとも年1回)、監査を	「監査」には、委託業務を直接所管する部署とは異
	③委託先における個人データ取扱	行う等により、委託契約で盛り込んだ内容	なる第三者との意味合いが含まれていると考えら
	状況の把握	の実施の程度を調査した上で、個人情報保	れるが、個人データを取扱う委託先の状況を全て監
		護管理者(CPO)等が、委託の内容等の	査部門が監査をするのは実務上極めて困難である。
		見直しを検討することを含め、適切に評価	業務内容を把握する所管部署が確認するのが最善
		することが望ましい」とあるが、この「監	であると考えられるため。
		査」は、「評価」、「チェック」等に置き	
		換えていただきたい。	
9	2-2-3-4.委託先の監督(法第22条関	「個人情報保護管理者(CPO)等」に	
	連)	は、個人情報保護管理者が権限委譲した	
		者も含まれると理解してよいかを念のた	
		め確認したい。	
1 0	2-2-3-4 委託先の監督	「委託先が再委託を行おうとする場合は、	委託元と再委託先(再々委託先以降も含む)とは、
	③委託先における個人データ取扱	委託を行う場合と同様、委託元は、…(中	直接の契約関係にないため、委託先を通じた確認が
	状況の把握	略) …及び再委託先が法第20条に基づく安	一般的である。
		全管理措置を講ずることを十分に確認する	委託元が、委託先に対し求め、かつ検証する「安全
		ことが望ましい」とあるが、「十分に確認	管理措置等に関する対応状況」と同レベルの検証を
		する」レベルについて、水準感を示してい	再委託先以降に対し実施するのは非効率であり、委
		ただきたい。	託先が同レベルの検証をしていることを宣誓する
			レベルでよいのかどうか、確認したい。
1 1	2-2-3-4. 委託先の監督	「委託先が再委託を行おうとする場合	①左記を実現するためには、一次委託先との契約内
	③委託先における個人データ取扱	は、・・・(中略)・・・委託先を通じて又は必	に再委託は再委託先に対して委託元が直接監査を
	状況の把握	要に応じて自らが、定期的に監査を実施す	行うことを了承するとの条項を織り込む必要があ
		る等により、委託先が再委託先に対して本	る。しかしながら、現状の努力規定の状態では委託

項番	該当箇所	意見	理由
		条の委託先の監督を適切に果たすこと、及	先が同条項を織り込むことを拒否する可能性があ
		び再委託先が法第 20 条に基づく安全管理	る。
		措置を講ずることを十分に確認することが	②上記①のとおり現状の努力規定の状況では全委
		望ましい。再委託先が再々委託を行う場合	託先に対して再委託以降先への直接監査を認めさ
		以降も、再委託を行う場合と同様とする」	せることは実務上困難な状況にあり、必要な先に絞
		について、①金融庁ガイドラインにて義務	り込んで直接監査を求めることが現実的な対応と
		規程として明記されている銀行の委託先へ	して必要となってくると考えている。その絞込みを
		の監査権のように努力規程ではなく義務規	実施する上でも「必要に応じて」の内容を具体的に
		程とする予定はないのか確認させていただ	確認させていただきたい。
		きたい。また、②直接監査を実施する「必	
		要に応じて」の状況・内容について例示等	
		で明確化することを検討していただきた	
		٧١ _°	
1 2	2-2-3-4 委託先の監督	「委託先において、個人データを取り扱う	データ取扱者の把握に係る対応は、監査法人との委
	【個人データの取扱を委託する場	者(委託先で作業する委託先の従業者以外	託契約書等では、多数いるスタッフの中から、今回
	合に盛り込むことが望まれる事項】	の者を含む)の氏名又は役職等(なお、委	の監査業務に従事するスタッフを明示するケース
		託の実態に応じて、例えば、契約書とは別	があるが、これはレアケースであり、実務的には、
		に、個人データを取り扱う者のリスト等に	カッコ内のなお書きの対応が一般的だと思われ
		より、個人データを取り扱う者を把握する	る。
		など、適切な対応を行うことが望ましい。)」	一般的な取扱いのみを記載すべきと考える。
		とあるが、本記載は削除のうえ、カッコ内	
		の内容を「③委託先における個人データ取	
		扱状況の把握」に記載個所を移していただ	
		きたい。	

項番	該当箇所	意見	理由
1 3	2-2-3-4. 委託先の監督 (法第22条関	「委託先において、個人データを取り扱う	委託先における個人データ取扱者を把握する重要
	連)	者(委託先で作業する委託先の従業者以	性は認識するが、継続的な取引では、委託先内での
	③ 委託先における個人データ取扱	外の者を含む)の氏名又は役職等(なお、	異動等が頻繁にあり、その変更を都度確認すること
	状況の把握	委託の実態に応じて、例えば、契約書と	は委託元・委託先ともに実務上の負荷が極めて大き
		は別に、個人データを取り扱う者のリス	いため。
		ト等により、個人データを取り扱う者を	
		把握するなど、適切な対応を行うことが	
		望ましい。) 」にある①委託先での個別	
		の社員の状況を把握することが請負業務	
		の適正な運営の観点*で問題とならない	
		ことを確認させていただきたい。	
		(*労働省告示第37号 「労働者派遣事業と	
		請負により行われる事業との区分に	
		関する基準を定める告示」)	
		②また、「把握」の頻度について明確化	
		していただきたい。実務上の負荷を考慮	
		すれば、1年毎程度の頻度での確認でも	
		差し支えないのか確認したい。	
1 4	2-2-3-2 安全管理措置	「自ら又は委託先の事業の規模及び実態、	①については、一定の水準が示されず、それぞれの
	2-2-3-4 委託先の監督	取り扱う個人データの性質及び量等に応じ	リスク判断にもとづいた運営がなされた場合、過度
		た措置を講じることが望ましい」とされて	な規制を負うリスクやリスク判断を甘く見積もっ
		いるが、以下のような要素は判断にどの程	た結果、個人情報の取扱いに関するリスクが高まる
		度加味されると考えればよいか。	可能性があり、一定の目線は必要と考えられる。こ
		①具体的な管理上の差異を設定する基準や	のため、例示等で明確化することを検討していただ

項番	該当箇所	意見	理由
		措置の内容	きたい。
		②委託先が「士業」であること	②については、「士業」の業法上、もしくは当該「士
			業」の協会や連合会などの倫理規程で既に規制を受
		また、個人データ管理の重要性に鑑みて企	けていることを勘案し、それら以外の委託先と比し
		業規模に応じた管理上の差異を設定しない	て管理要件を緩和するなど、漏えい等のリスク発生
		という取扱いとした場合に特段の問題がな	度合いに応じた柔軟な運営がなされるべきである
		いかを確認したい。	と考える。

以上